平成２９年（フ）第１４１号
北海道旭川市宮下通１丁目2320番地の３
コーポ宮下201号
債務者　峰　　雅之
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４６２号
大阪府三島郡島本町大字尺代20番地
債務者　大鍋　美幸
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９１４号
大阪市東成区大今里１丁目19番12―201号
債務者　山本　史也
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１１号
静岡市清水区駒越中２丁目１番70号　川端マンションＤ―201、旧住所静岡市清水区駒越中１丁目14番53号
債務者　白川　洋一
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１２号
静岡市清水区駒越中２丁目１番70号　川端マンションＤ―201、旧住所静岡市清水区駒越中１丁目14番53号
債務者　白川　悦代
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２５号
静岡市駿河区池田2312番地の１　グリーンシャトー201、旧住所静岡市駿河区池田1093番地の２　ユアーズＦ102号
債務者　深澤　和美
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８１号
静岡県藤枝市岡部町村良496番地の１、旧住所静岡市葵区古庄４丁目１番21―202号
債務者　海野　千尋
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４６８号
大阪市北区天満３丁目８番７号　ＲＯＪＩ101　1003号室、住民票上の住所堺市北区中長尾町１丁６番23号
債務者　村上　栄治
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６５８号
大阪府枚方市長尾家具町２丁目2205番地の５
債務者　宮田　節子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７２９号
大阪市生野区巽南３丁目18番28―702号
債務者　田中　勇人
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９３６号
大阪府摂津市正雀３丁目19番１―202号
債務者　松井賀平治
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５号
北海道紋別市南が丘町７丁目24番25号
債務者　平野　辰宏
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月20日午後２時30分
旭川地方裁判所紋別支部

平成２９年（フ）第５２４８号
東京都品川区大井２丁目21―10―105
債務者　宇部　洋一
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２６０号
東京都足立区千住龍田町８―７―201
債務者　北嶋　庄司
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２７８号
東京都江東区白河１丁目７―18―1408
債務者　森元　朱美
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部